

補助事業名	補助金名称	交付目的	交付要件 (全ての要件を満たすこと)	交付対象経費	交付限度額	交付対象者
地域農林水産基盤創生事業	新規農林水産業ビジネスチャレンジ支援事業補助金	6次産業化等新たなニーズの創出・ビジネス化に向けた多様な取組を支援	—	試作品の生産・研究費、機械施設の導入費、調査費、謝金等	対象経費の1/2 (年間50万円を限度、かつ3年間で100万円を限度)	認定農業者、営農組織、農業法人、農林水産業振興目的の団体等
	要活用農地復元事業補助金	市街化区域以外の耕作放棄地を復元し、担い手に集積する取組を支援	①要活用農地又は「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」の耕作放棄地 ②交付対象者と5年以上の農地貸借契約	農地復元に要する経費、農道・水路の補修費等	5万円/10aを限度	認定農業者、地域水田農業ビジョンに位置づけられた担い手
集落営農促進対策事業	集落営農組織補助金	集落営農組織の育成、法人化を推進	農業用共同利用機械等購入補助金の交付要件、①から③を満たす組織の設立を目指すこと	集落営農組織の設立に要する費用	対象経費の1/2 (20万円を限度)	集落営農組織を設立しようとする団体
	農業用共同利用機械等購入補助金	農業用共同利用機械・器具の新規購入を促進	①5人以上の営農組織 ②規約等の定めがある ③農作物の作業面積が10ha(中山間地域は、6.4ha)以上又は集落内農地の2/3以上 ④1台100万円以上	トラクター、ロータリーシーダー等アタッチメント、コンバイン、田植機、乾燥機等	対象経費の1/3 (1集落営農組織につき、1,000万円を限度)	集落営農組織

補助事業名	補助金名称	交付目的	交付要件 (全ての要件を満たすこと)	交付対象経費	交付限度額	交付対象者
農用地流動化促進事業	農用地流動化促進事業奨励金	農用地の効率的な利用を促し、効率かつ安定的な農業経営者を育成するとともに、耕作放棄地の解消を図る	<ul style="list-style-type: none"> ①利用権設定等促進事業に基づく賃借権が設定されたことのない農用地に、新規で利用権設定をするもの ②利用権設定の期間が、5年以上であること ③農用地利用集積計画で利用権設定に係る農用地が定められ、公告された利用権設定であること 	—	<ul style="list-style-type: none"> ①美杉地域内の農用地 2万円/10a ②美杉地域以外の農用地 1万円/10a 	認定農業者、認定新規就農者
農業後継者育成補助金	農業後継者育成補助金	将来の農業の担い手を目指す農業後継者の確保及び育成を図る	<ul style="list-style-type: none"> ①原則、50歳以下の者 ②認定農業者の3親等以内の親族 ③事業を継承する意欲のある者 ④道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関に在籍し、本市の区域内に住所を有する農業後継者 	道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関における1年間の授業料に相当する費用	対象経費の1/2(5万9千円を限度)	認定農業者の3親等以内の親族で事業を継承する意欲のある、50歳以下の者
農林業就業促進対策事業	農林業就業促進対策事業補助金	農林業への円滑な就業を支援し、将来の担い手を確保	<ul style="list-style-type: none"> ①研修終了後も継続して就業意欲のある者 ②原則、50歳以下の者 ③農林業団体の代表者、役員又は農林業者の3親等以内の親族でない者 ④研修期間中に、他の同様の研修を受講していない者 	<ul style="list-style-type: none"> ①団体等が就業希望者に対して行う実施指導等に要する費用 ②就業希望者の作業着等事前準備に要する費用 	<ul style="list-style-type: none"> ①研修費4千円/1日(24万円を限度) ②準備費 準備に要する費用の1/2(3万円を限度) 	就業希望者に対し、1日6時間以上の研修を3箇月以上継続し、労災保険に加入している団体等
農業経営基盤強化資金等利子補給金	農業経営基盤強化資金等利子補給金	認定農業者への円滑な融資調達を図り、もって農業経営基盤の確立及び近代化に資する	認定農業者を対象にした融資であること	<ul style="list-style-type: none"> ①農業近代化資金の融資 ②スーパーL資金の融資 	<ul style="list-style-type: none"> ①農業近代化資金 実質発生金利のうち0.5%以内 ②スーパーL資金 実質発生金利のうち0.5%以内(交付期間10年限度) 	認定農業者に融資を行う融資機関

補助事業名	補助金名称	交付目的	交付要件 (全ての要件を満たすこと)	交付対象経費	交付限度額	交付対象者
有害鳥獣防護柵設置事業	農産物鳥獣害対策事業補助金	農産物の生産意欲の向上及び生産意欲の向上と安定生産を図る	①農業振興地域内の農地 ②原則、0.5ha中山間地域は、0.3ha)以上かつ2戸以上 ※工事費、作業料、日当、委託料は、対象外	電気柵、トタン柵、網及び金網柵用原材料等の購入費用	対象経費の1/2 (1申請につき100万円を限度)	自治会、農業者団体、農業従事者等
	小規模農地鳥獣害防止事業補助金		現状が耕作可能な農地であること。原則受益戸数要件を設けない。ただし、水稻、麦、大豆等を作付する場合は、該当農地が他の農地と連担して一体的に防護することが効果的な場合は2戸以上とする。 ※工事費、作業料、日当、委託料は、対象外		対象経費の1/2 (1申請につき8万円を限度)	
わな猟免許取得事業	わな猟免許取得費等補助金	有害鳥獣捕獲者の確保及び強化を図る	免許取得後、猟友会に入会し、3年以上有害鳥獣の捕獲に従事	講習会受講料及びテキスト代、受験手数料、医師の診断書料、猟友会入会料	対象経費の1/2 (1万4千円を限度)	農林業従事者、猟友会会員、農業共済加入者
有害鳥獣対策推進事業	有害鳥獣対策推進事業補助金	地域ぐるみでの有害鳥獣による被害防止の推進	①農業者を中心とした地域住民10人以上 ②規約等の定めがある	地域ぐるみでの有害鳥獣による被害防止活動に要する経費 (別途、運用基準あり)	対象経費の1/2 (20万円を限度)	地域ぐるみにより獣害対策を推進する団体
有害鳥獣捕獲用檻設置事業	有害鳥獣捕獲用檻設置費等補助金	有害鳥獣による農産物の被害を防止	①自治会若しくは、農業者を中心とした地域住民10人以上で、規約等の定めがある団体又は猟友会の支部 ②わな猟免許を有する者に捕獲檻の設置及び管理をさせることができること	有害鳥獣捕獲用檻の購入費又は制作に係る材料費	対象経費の1/2 (感知器付きの檻7万5千円を限度) (感知器なしの檻4万5千円を限度) (感知器のみ3万円を限度)	自治会、農業者団体の代表者、猟友会の支部に属する者

事業名	交付金名称	交付目的	事業概要	制度の詳細 (農林水産省ホームページ)
環境保全型農業 直接支払事業	環境保全型農業 直接支払交付金	地球温暖化の防止、生物多様性の保全等の環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して支援することにより、農業分野の有する環境保全機能を一層発揮させる	対象となる農業生産活動は以下のとおり ①有機農業 ②堆肥の施用 ③カバークロップ ④リビングマルチ ⑤草生栽培 ⑥不耕起播種 ⑦長期中干し ⑧秋耕	【環境保全型農業直接支払交付金】 https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyokakyou_chokubarai/mainp.html 
多面的機能支払 事業	多面的機能支払 交付金	農業及び農村の有する多面的機能の維持及び発揮を図り、地域の共同活動に係る支援を行う	以下の交付金により構成されています。 ①農地維持支払交付金 農地法面の草刈りや水路の泥上げ、農道の路面維持等の多面的機能を支える基礎的保全活動を支援する交付金 ②資源向上支払交付金 水路、農道、ため池の軽微な補修等の地域資源の質的向上を図る共同活動や施設の長寿命化のための活動を支援する交付金	【多面的機能支払交付金】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html 

事業名	交付金名称	交付目的	事業概要	制度の詳細 (農林水産省ホームページ)
新規就農者育成 総合対策事業	①経営発展支援事業 ②経営開始資金	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立に資する	<p>①就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援 補助対象事業費上限1,000万円 (経営開始資金受給者は、上限500万円)</p> <p>②経営開始直後の新規就農者等に対し、最長3年間、1月につき1人あたり12.5万円を交付。 (津市は半年分(75万円)を単位とする)</p> <p>※夫婦型は①、②ともに1.5倍を乗じた額</p>	<p>①経営発展支援事業 https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/hatten.html</p>  <p>②経営開始資金 https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html</p> 
中山間地域等 直接支払事業	中山間地域等 直接支払事業 交付金	農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等において、農用地における耕作及び農用地等の適切な維持管理並びに環境整備及び体制整備を支援することにより、当該中山間地域等における耕作放棄の発生の防止及び多面的機能の確保を図る	<p>以下の活動内容により構成されています。</p> <p>①農業生産活動等を継続するための活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動 ・周辺林地の管理、景観形成作物の作付、体験農園、魚類等の保護 <p>②体制整備のための前向きな活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落戦略の作成 	<p>【中山間地域等直接支払制度】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/index.html</p> 